

「炊き出し」サービスを提供する災害対応車両に係る登録基準

※ キッチンカー、キッチントレーラー、キッチンコンテナ、フードトラック等が該当

①登録基準

- 温冷環境に配慮して食事を提供するための環境が整備されていること（季節に適した食事提供ができること）。
- 1以上の都道府県、保健所設置市又は特別区の営業許可を受けていること（災害対応車両と調理をする者が併せて提供される場合に限る。）
- 生産物賠償責任保険（PL保険等）に加入していること。（災害対応車両と調理をする者が併せて提供される場合に限る。）

②自己申告事項

- 災害対応車両のみ（調理をする者を除く）を提供することの可否
- 提供可能な食数（合計数）
- 提供可能なメニュー（メニュー全て）
- 車両における食品ストックの可否
- 調理熱源エネルギーの別
（自動車燃料/LPガスボンベ/発電機/ポータブル電源/太陽光パネル/その他）
- 寒冷地対応（配管保温の処理/スノータイヤ所持の有無）
- 災害対応車両の管理に必要な人員の有無及び管理の具体的内容
- 上記以外の追加申告（自由に記入して差し支えない。例：積載している調理機器や設備等）

③確認手法

申請書、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種認定書等で確認